



【第2回】インセンティブ報酬と期間の計算

デロイト トーマツ 税理士 西村 美智子 / 中島 礼子

ここ数年、役員へのインセンティブプランとして株式報酬制度を導入する企業が増えていきます。

これらの報酬制度の設計に際しては、税法上の各種要件について検討することも多いでしょう。

この際、意外とやっかいなのが、「期間の計算」です。役員給与・ストックオプションに関連する規定には、いろいろな期間(期限)に関する言い回しが登場しますが、これらを正確に把握するのは意外と難しいのです。

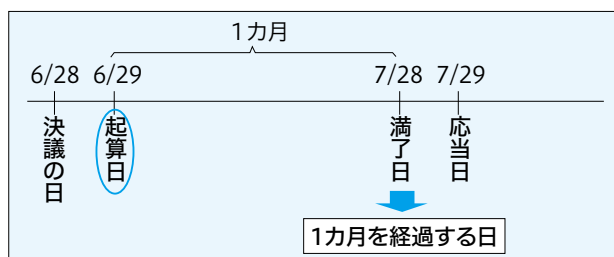
以下にその例を挙げます。

① 事前確定届出不要の譲渡制限付株式の交付時期	決議の日から1月を経過する日まで(法令69③)
② 業績連動給与に係る株式の交付時期	業績連動指標の数値が確定した日の翌日から2月を経過する日まで(法令69⑯)
③ 税制適格ストックオプションに係る行使可能期間	付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日後10年を経過する日まで(措法29の2①一)

似ているけれど異なる表現なので混乱しますね。

そこで、それぞれ具体例に即して検討してみます。いずれも決議の日(確定した日)を6月28日として説明します。

～日から1月を経過する日



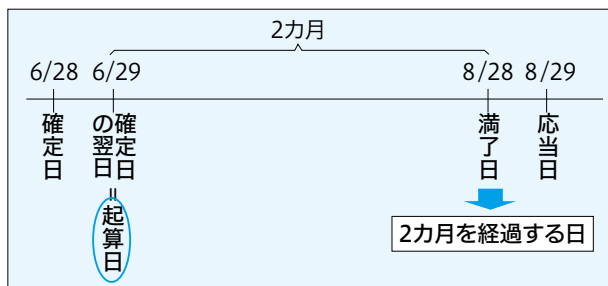
まず①について。「・日から」という言い回しがなされている場合、起算点が午前零時でない限り、期間の計算に際して、初日は算入されません(国通法10①一)。そこで、6月28日の翌日である6月29日を起算日として1カ月の期間をカウントします。

6月29日からカウントして1カ月の期間が満了するのは、7月28日の午後12時となります。これは、月の途中から期間を計算する場合には、最後の月における起算日の応当日の前日をもって期間が満了するため

す(国通法10①三)。

そして、「経過する日」とはこの満了日を指しますので、7月28日が「決議の日から1月を経過する日」となります。

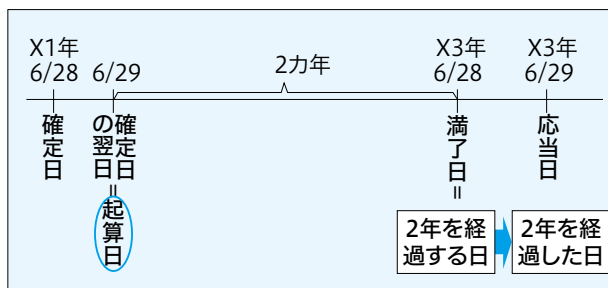
～日の翌日から2月を経過する日



次に②ですが、「確定した日の翌日から」とあります。

「翌日」は午前零時から始まるものと考えられるため、6月29日を起算日とします。前述のとおり、「経過する日」は応当日の前日を指すため、6月29日を起算日として2カ月を経過する日は、8月の応当日(8月29日)の前日である8月28日となります。

～日後2年を経過した日



次に③です。「決議の日後」とありますので「決議の日」(X1年6月28日)は含まずに、X1年6月29日を起算日として2年をカウントします。

次に、「経過した日」についてですが、これは「経過する日」の翌日を指します。X1年6月29日を起算日として2年を経過する日となるのは、X3年の応当日の前日である、X3年6月28日となりますので、「経過した日」はその翌日であるX3年6月29日になります。

※ 本文中意見にわたる部分は筆者の私見でありデロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。